平成30年度事業計画書

公益事業1 有害鳥獣捕獲事業

(1) 有害鳥獣捕獲(受託事業)

①有害鳥獣捕獲事業

近年、イノシシ・シカ・カラス・カワウ等の野生鳥獣の増加による農作物への食害や自然環境の破壊など、農林水産業被害及び環境破壊が拡大していることは周知の事実であります。さらに、増加したイノシシ・シカ等が森林や農地以外の河川、公園、住宅地等にも出没し、人身被害に及ぶ危険性も顕在化している。

このような事実を踏まえ、本会は、狩猟の専門団体として大阪府下の各市町村から依頼を受け、これらの有害な野生鳥獣の適切な捕獲活動を実施する。

(実施方法、時期においては、実施支部において決定)

(委託元)

能勢町役場、豊能町役場、池田市役所、箕面市役所、茨木市役所、高槻市役所、島本町役場、枚方市役所、四条畷市役所、東大阪市役所、八尾市役所、柏原市役所、羽曳野市役所、富田林市役所、太子町役場、河南町役場、千早赤阪村役場、河内長野市役所、堺市役所、和泉市役所、岸和田市役所、貝塚市役所、熊取町役場、泉佐野市役所、泉南市役所、阪南市役所、岬町役場

②有害鳥類防除業務(受託業務)

26年度より開始した事業であり、30年4月1日から32年3月31日までの3年間 実施することも決定している。大阪国際空港及び関西国際空港において、離着陸時の航空 機と鳥類との衝突を未然に防止し、航空の安全を確保するために、バードパトロールや煙 火等による有害鳥類の防除を行い、これまでの実績・ノウハウを持って、航空機の安全確 保に当たる。30年度は3年契約の初年度となるため、引き続き事業を続けていくために も現場での実績を残すこと、研修による担当者の教育などを継続的に実施する。

また、28年度、29年度ともに実施した関西国際空港におけるコアジサシの追い払い 業務も実施予定である。

(委託元)

関西エアポート株式会社

(2) 有害鳥獣捕獲事業の安全啓発(自主事業)

有害鳥獣捕獲には、銃器や捕獲ワナ等を使用することからその安全活動については、本会としても重要な課題事項である。

捕獲ワナ等による事故も報告されている。このような事態を防ぐために、利用者に対し注意喚起、安全啓発活動を行う。具体的には、捕獲ワナ等の設置や野生鳥獣出没に伴う注意喚起のためのビラの配布、同様の内容の張り紙や看板の設置、安全のためのパトロール、野生鳥獣に遭遇した場合の対処法や処置方法の注意喚起を行う。

(実施時期)

支部により実施時期が異なるが、年に1度の安全研修会の開催による情報共有を図り、 3月には安全啓発運動の実施を予定している。

公益事業2 狩猟者育成学校事業

狩猟を行うためには、銃器等を使用する際の取扱いはもちろんのこと、それらの保管方法や関係法令など、厳密に把握しておく必要がある。使用する器具が銃器という性質上、 杜撰な取り扱いを行うことで、最悪、人命に関わる事故につながることもあるためである。 狩猟は、安全に実施しなければならないことをまずは理解し、その上で、実際に狩猟に 必要な知識、技術、猟場等、狩猟に関する全てを既に狩猟免許を取得している人に対し教える。

(募集人数・受講料)

- 募集人数 50名
- •年間 50,000円

※専門科目の実践指導にかかる交通費、食事代、宿泊費(必要な場合)は、猟場等がそれぞれ異なるため別途実費負担とする。

(スケジュール)

4月 … 開校式

5~8月 … 一般科目による知識教育(1ヶ月に10回開催)

9~3月 … 専門科目による実践指導

※地域により狩猟期間が異なるため、その期間に伴い、専門科目の期間は変動する。

(カリキュラム)

• 一般科目

狩猟者理念、狩猟鳥獣の知識法令、鳥獣の保護管理及び猟犬の知識、鉄砲刀剣類所持 等取締法、狩猟に関する知識法令、猟具に関する知識、狩猟の実施方法、火薬類取締法 の計8科目とする。

• 専門科目

獣猟に関する知識及び実技の習得、鳥猟に関する知識及び実技の習得、檻・罠・網猟に関する知識及び実技の習得、猟犬に関する知識と実猟の実際、捕獲鳥獣の処理、標的射撃技術の習得の計6科目とする。

(実施場所)

•一般科目 … 大手前建設会館

・専門科目 … 奈良県、福井県、北海道など(狩猟対象とする鳥獣による異なる)

収益事業 用具販売事業

狩猟に必要な用具等を会報誌等で紹介し、販売・斡旋を行う。販売しているものとしては、イノシシ・カラス・シカ等個々の野生鳥獣に適した檻(箱罠)、ワナ(くくり罠)、銃砲ケースに取り付ける専用標識等がある。また、猟銃保管に関するセキュリティを希望する者に対して、警備会社の斡旋も行う。

昨年度に引き続き要望があれば随時行う。

その他事業 事故防止対策事業

(1) 安全狩猟射撃大会及び射撃指導員研修の開催・運営

射撃部の運営のもと、多種目の安全狩猟射撃大会及び射撃指導員研修を開催し、あらゆる有事の際に対応出来る射撃技術の向上を目指す。

(開催)

支部により異なるが、開催が多い支部で年間5回、ほか平均で2回の実施を予定している。

(2) 狩猟免許試験及び狩猟者登録事務事業

(内容)

狩猟免許の試験・更新・登録事務を実施するためには、府内在住の狩猟免許所持者に対する周知、配付及び受付等を確実に行うことが求められる。

本会は狩猟に関する専門的な知識及び技術を有する府内で唯一の法人であり、支部組織 を活用した周知、配付及び受付等を行うことが可能であるため、今年度も大阪府より狩猟 免許試験及び狩猟者登録に関する事務の委託を受け、実施する。

また、自主的な活動として、初心者に対して狩猟免許予備講習や免許更新講習会を実施することにより、狩猟免許受験者の知識の向上を図る。

(狩猟免許試験)

年3回実施

(講習会)

初心者予備講習3回・免許更新講習会10回実施